

大阪市生野区役所保健福祉課（生活支援）採用試験要項  
【産休代替臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員（福祉職員）】

令和8年6月17日  
大阪市生野区役所

1 採用予定人数

1名（福祉職員）

2 従事する職務等

生野区保健福祉課（生活支援）に勤務し、「最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする生活保護法等に基づく、ケースワーク業務。

- (1) 保護決定
- (2) 訪問・調査
- (3) 指導・指示
- (4) その他関連業務に関すること

※上記業務について、パソコン及び業務端末を使用する入力業務を含みます。

3 受験資格

次のいずれにも該当する者

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者又は採用予定日までに取得見込みの者  
社会福祉主事の任用資格を有するには、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当することを要します。
  - (ア) 社会福祉法により、学校教育法に基づく大学（短期大学を含む）において、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（次頁参照）」を3科目以上履修し、卒業すること。
  - (イ) 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。
  - (ウ) 社会福祉士又は精神保健福祉士（共に見込みは不可）。
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

地方公務員法（抜粋）

〔欠格条項〕

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方は受験できません。

厚生労働大臣の指定する科目

<b>【昭和 25 年～昭和 56 年卒業者】</b>
社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身
<b>【昭和 56 年～平成 11 年卒業者】</b>
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
<b>【平成 11 年～平成 12 年卒業者】</b>
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
<b>【平成 12 年～現在までの卒業者】</b>
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※指定科目の読替え：上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読替え」と呼称）を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

令和 2 年 3 月 6 日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の読替え範囲等の一部が改正されましたので、指定科目及び読替え規定については、上記の指定科目や厚生労働省のホームページを参考のうえ、読替えの範囲等を確認してください。

- ① 当該改正以前に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとされています。
- ② 大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

#### 4 任用期間

令和8年8月10日（月）～令和10年3月31日（金）

※上記期間中、当区役所職員が取得する産前産後休暇期間（令和8年11月27日まで（予定））については、臨時的任用職員として、それ以降の育児休業期間（令和10年3月31日まで（予定））については、任期付職員としての任用になります。

それぞれの任用期間については、職員が取得する産前産後休暇及び育児休業の取得時期により変更となる場合があります。また、育児休業の取得期間が延長になった場合には、任用期間について延長することがあります。

#### 5 勤務条件等

##### (1) 勤務場所

生野区役所保健福祉課（生活支援）

##### (2) 勤務日・勤務時間

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

1日7時間45分（午前9時00分から午後5時30分、休憩時間45分）

##### (3) 休日

土曜日・日曜日・祝日・年末年始

##### (4) 時間外勤務

必要に応じて従事していただく場合があります。

##### (5) 年次有給休暇

毎年4月1日を基準とし、1年につき20日付与します。

ただし、年度途中で任用される場合は、その時期に応じた比例付与となります。

（その他特別休暇あり）

##### (6) 給料等

臨時的任用職員期間：給料（月額）238,496円（地域手当含む、令和8年4月現在）

任期付職員期間：給料（月額）264,016円（地域手当含む、令和8年4月現在）

※前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。

##### (7) 通勤手当、超過勤務手当、扶養手当、住居手当など

本市職員基準により支給します。

##### (8) 支給日

原則当月17日に支給します。

（ただし、支給日が休日に該当する場合はこの限りではない）

##### (9) 社会保険等

大阪市職員共済組合に加入し、健康保険相当が適用になります。

厚生年金保険あり、雇用保険あり

※上記以外の勤務条件について基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については、採用決定後にお知らせします。

##### (10) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

## 6 選考方法

口述（面接）試験

試験時間 15 分程度

日時（予定）

令和 8 年 7 月 24 日（金）

場所（予定）

生野区役所 6 階会議室

ただし、応募人数により日時、場所を変更する場合があります。詳細な時間・場所は「受験案内」により通知しますので、ご確認ください。

## 7 申込方法

申し込みされる方は、「保健福祉課（生活支援）産休代替臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員採用申込書等在中」と朱書した封筒に①から④の必要書類を入れて、必ず簡易書留等にて提出先まで送付してください。別の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、送付料金不足の場合は、受け付けません。なお、持参の場合は開庁日の午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで。

産休代替臨時的任用職員及び育児休業代替任期付採用申込書、申し立て書の様式は、大阪市生野区役所ホームページから取得していただくか、提出先まで受け取りに来ていただくかまたは郵送で請求してください。

郵送で請求する場合は、封筒の表に「保健福祉課（生活支援）産休代替臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員採用試験申込書請求」と朱書し、角形 2 号の返信用封筒（A 4 判のノートが入る大きさ・180 円分の切手〔速達の場合は 480 円分の切手〕貼付・郵便番号とあて先を明記）を同封し、大阪市生野区役所保健福祉課（生活支援）あて請求してください。

ただし、請求封筒の到着時期によっては、申込期日までに届かない場合があります。

### (1) 必要書類

次の書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。

#### ① 産休代替臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員（福祉職員）採用申込書 1 通

※過去 3 ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

#### ② 社会福祉主事任用資格の確認ができる書類 1 通

※社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書

※社会福祉主事任用講習会受講修了証明書

※社会福祉士・精神保健福祉士資格証 等

※大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

#### ③ 申し立て書 1 通

※産休代替臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員採用申込書、申し立て書は本市所定の様式に限ります。

#### ④ 「受験案内」送付用の定型封筒（長形 3 号） 1 通

※必ず宛先を記載のうえ、320 円分の切手を貼付してください。切手の貼付がない場合は、受験案内の送付をしませんので、必ず貼付してください。

(2) 受付期間

令和8年6月17日(水)から令和8年7月14日(火)まで【**締切日必着**】  
(持参の場合は、令和8年7月14日(火)午後5時00分まで)

(3) 提出先

〒544-8501

大阪市生野区勝山南3-1-19(生野区役所3階35番窓口)

大阪市生野区役所保健福祉課(生活支援)

(4) 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和8年7月16日(木)に受験者本人あてに受験案内を特定記録郵便にて送付し通知します。

なお、試験前日までに受験票等が届かない場合には、同日の17時までに担当(06-6715-9872)までご連絡ください。

8 試験結果

試験の可否は、口述試験(150点満点)の結果により決定します。

なお、結果については、令和8年7月28日(火)頃に本人あてに通知(発送)します。

9 合格から採用まで

- ・口述試験の成績が一定基準以上で上位のものを合格とします。
- ・受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が採用予定数を下回る場合があります。
- ・合格者は大阪市生野区役所保健福祉課(生活支援)産休代替臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員採用候補者名簿〔以下「採用候補者名簿」という〕に、口述試験の合計得点順で登録されます。
- ・採用候補者名簿に登録されても、採用時期が令和8年8月10日以降になる場合や採用がされない場合もあります。

10 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、次の要領で申し出ることにより、成績をお知らせします。

試験不合格者の得点及び順位については、7月28日(火)から8月7日(金)までの間で(平日午前9時00分～午後0時15分、午後1時00分～午後5時30分)、大阪市生野区役所保健福祉課(生活支援)内において開示しますので、受験者本人が身分を証明できる書類(顔写真の添付のあるもの:運転免許証、パスポート又は学生証等)を持参のうえ、口頭で申し出てください。

11 備考

- ・受験資格の欠格および申込書記載事項に虚偽があれば任用の決定を取り消します。
- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・可否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。

- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ・試験当日、集合時刻から20分以上遅刻した場合は、受験をお断りいたします。

**\*この試験についての問い合わせは**

大阪市生野区役所保健福祉課（生活支援）

〒544 - 8501

大阪市生野区勝山南3-1-19 生野区役所3階35番窓口

電話 (06) 6715-9872

JR環状線 桃谷駅徒歩15分

大阪シティバス 生野区役所停留所 下車すぐ

**応募にあたって**

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、サービス規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

**【大阪市職員基本条例】（抜粋）**

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律してサービス規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、サービス規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

**【その他遵守すべき事項の例】**

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと